



委員長 本多 市郎

卷之三

## 一、企業整備資金措置法を廢止する等の法律案(政府提出)

スル  
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通り修正すべキモノト議決シタ因ツテココニ報告

昭和二十一年十月五日

委員長 本多 市郎

別紙

企業整備資金措置法を廢止する等の法律案の一部を次のやうに修正する。

第一回の臨時資金調整法の一部を

**改正する規定を次のやうに改める**

第十條ノ十二第一項の次に次の

都道府縣ハ戰災復興其ノ他ノ公  
一項を加へる

## 共事業ノ資金ヲ調達スル爲必要

アルトキハ命令ハ定ムル所ニ依  
リ政府ノ認可ヲ受ケ命令ノ定ム

ル法人ヲシテ前項ニ規定スル證

票ヲ發賣セシムルコトヲ得

を「第一項ノ規定ニ依リ同項ニ

規定スル」に改め「前項ノ」を削り、同項の次に次の一項を加へる。

第二項ノ規定ニ依リ第一項ニ規定スル證票ヲ發賣スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賣得金ヨリ當該金及命令ノ定ムル經費並ニ賣得金ニ命令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額ニ相當スル金

類ヲ當該都道府縣ニ納付シ當得金ニ命令ノ定ムル割合ヲ乗じテ得タル金額ニ相當スル金額ヲ政  
府ニ納付スベシ  
同條第三項中「第一項ニ規定スル」を「第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ第一項ニ規定スル」に、「營業稅法及臨時利得稅法」を「及營業稅法」に、「營業稅及臨時利得稅」を「及營業稅」に、「營業稅法」を「及營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法」に、「營業稅及臨時利得稅」を「及營業稅」に、「營業  
稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法」を「及營業稅法ニ依ル純益」に、「第一項」を「第三項  
項又ハ前項ノ」に、「當鑑金」に「當鑑金」に改め、同  
前項ノ」を「當鑑金」に改め、同  
條第四項中「第一項」を「第三項  
又ハ第四項」に改め、同條第五項  
中「政府」の下に「又ハ都道府縣」  
を加へる。  
第十八條第二號を次のやうに改  
める。

中上ゲルノガ至當カトモ思ハレマスル  
ガ、是ハ龜ニ所管各大臣ヨリ樓々御説  
明ノアツタ所デゴザイマスノデ、省略  
セサセテ戴キマス、去ル九月二十八日及  
ビ三十日ノ兩日ニ逐次委員付託トナリ  
マシテカラ、本日上程ニ至ルマデノ案  
議期間ハ、必ズシモ十分デアツタハ  
言ヘナイカモ知レマセヌ、併シナガラ  
國民最大ノ關心事デアリ、終戦後ノ國  
家財政ヲ建直シ、經濟社會ノ昏迷ヲ救  
ハントスル重要意圖ニ鑑ミ、其ノ審議  
ニ當リマシテハ、各委員及ビ政府當局  
局、共ニ眞懸ナル努力ガナサレタノデ  
アリマス、即チ四十選名申其ノ半數ニ  
餘ル實數二十五名ノ委員ガ質疑ニ起ソ  
テ、ソレハ、政府當局トノ間ニ熾烈ナ  
論議ガ交サレタノデアリマス、此ノ  
心ナ審議ニ付テハ、逐一申上ゲタイ所  
デハゴザイマスガ、質疑ノ詳細ハ之ヲ  
述記録ニ譲リ、其ノ主ナル點ニ付テ、  
各案一括シテ簡単ニ御紹介申上ゲタイ  
ト思フノデアリマス

補償特別税ノ實際ノ收入見込額ハド  
程度カト云フ質問ニ對シマシテ、政府  
ヨリ、戰時補償特別税ノ課稅總額ハ約  
六百六十九億圓アリ、其ノ中請求額  
ノ儘消滅スルモノ及ビ帳簿上相殺サレ  
ルモノヲ除外スルト、純歲入ハ約百五  
十四億圓トナリ、更ニ政府特殊借入金  
分ノ約九十四億圓ヲ差引イテ、實際  
歲入額ハ約七十億圓程度ト考ヘテ居  
トノ答辯ガアリマシタ、次ニ企業再建  
整備法案ニ付キマシテハ、企業  
再建整備ノ方法ニ關スル問題ヲ實  
外、之ニ關聯シテ、廣ク經濟政策ノ實  
キヤニ付キ政府ノ方針如何トノ質疑ニ  
各部門ニ亘り質疑應答ガ重ネラレ  
テアリマス、先づ企業再建整備ノ實  
ニ當リ、企業ノ資產評價ヲ如何ニスベ  
キヤニ付キ政府ノ方針如何トノ質疑ニ  
對シテ、政府ヨリ、今後ノ物價水準ヲ  
考慮シ、且ツ企業再建ノ目的ニ副フゾ  
ク、公正妥當ナル點ニ落著タケウ更ニ  
検討中ナル旨ノ答辯ガアリマシタ、次  
ニ企業再建整備ノ實行ヲ促進スル保  
メ、在外資産並ニ賠償施設ニ關スル政  
府ノ方針ヲ速カニ決定サレタキ旨ノ質  
疑ニ對シ、政府トシテハ方針未決定モ  
アルガ、折角努力中ナル旨ノ答辯ガア  
リマシタ、又特別損失ヲ資本ニ負擔シ  
シムルニ當リ、未拂込株金ヲ如何ニス  
ルヤトノ質疑ニ對シテハ、政府ヨリ、  
拂込資本及ビ未拂込資本ヲ合セ、資本  
ノ全題ニ對シ負擔セシムル旨、竝ニ拂  
込ノ徵收ニ付テハ簡易迅速ナル手續ニ  
依ラシムル旨ノ答辯ガアリマシタ  
又金融機關再建整備法案ニ付テハ、  
金融機關ノ損失負擔ニ關シ「アール」制  
ヲ考慮セルヤトノ質問ニ對シ、政府ヨリ  
リ「アール」計算ヲナスコトハ、各金融  
機關ガ軍需融資ノ多少ニ關係ナク損生  
ノ負擔ヲスルコトナリ、却テ不公平

トナル、高額預金者ノ多イ金融機關ノ負擔ニ於テ損失ヲ解決スル方ガ寧ロ適當ト考ヘルトノ答辯ガアリマシタ  
案ニ關シテハ、郵便貯金ノ中第二封鎖トナツタモノハ、殆ド全部支拂ハレナクナル見込ダトノコトガ傳ヘラレテ居ルカトノ質問ニ對シ、政府ヨリ、他ノ金融機關トノ權衡ノ問題モアリ、郵便貯金ヲ他ノ金融機關ト別扱ヒニスルコトハ出來ナイ、併シ郵便貯金ニ付テハ、他ノ金融機關ニ優先シテ支拂ヲ確保スルコトニナツテ居リ、第二封鎖ニ付テモ、其ノ支拂ヲナシ得ル見込デアルトノ答辯ガアリマシタ(拍手)  
次ニ財產稅法案ニ付キマシテ、本稅ニ依リ果シテ戰時利得ヲ徵收シ得ルヤ否ヤ、又個人財產増加稅及ビ法人戰時利得稅ヲ取止メタノハ如何ナル理由ニ基クカトノ質問モ、亦各委員カラ發セラレタノデアリマス、之ニ對シ政府ヨリ、財產稅ニ依リ個人ガ相當高率ナ課稅ヲ受ケルコトニ依ツテ、戰時利得ノ殆ド全部ガ課稅サレルコトニナルト共ニ、戰時補償打切りノ措置ニ依リ、法人モ亦其ノ戰時利得ヲ事實上徵收サレルコトニナルカラ、結局兩稅ヲ併セ考ヘルト、戰時利得ノ殆ド全部ガ徵收サレル結果ニナル、隨テ個人財產増加稅等ハ、是等ノ兩稅ニ依リ戰時利得ガ徵收サレルコト、及ビ施行ガ技術的ニ困難ナルコト等ノ理由デ、之ヲ取止メタノデアルトノ答辯ガアリマシタ、次ニ財產稅ノ收入見込額ハドノ程度デアルカ、之ヲ本年度ノ財政支出ニ大部分充テ、政府ヨリ、財產稅ノ收入見込額ハ四百三十五億圓ヲ豫定シテ居リ、現

在ノ所、本年度ノ豫算ニ於テハ約三百十億圓ヲ計上シテ居ル、尙ホ明年度以降ノ財政ニ於テハ、財産税ニ多クヲ期待スルコトハ出來ナノノアルガ、明年度ニ於テハ歳出ノ整理ガ考ヘラレルト共ニ、生産ノ増加等ヨリ歳入ノ増加モ豫想ナレルノデ、財政ハ貿ヒ得ルト考ヘテ居ルトノ答辯ガアリマシタ、又是ト同時ニ、現在我ガ國ノ個人財産ノ見積總額ハ四千三十二億圓、其ノ中一千二百八十一億圓ガ課稅サレル財產價格、納稅者數ハ五十一萬人、其ノ中最高稅率ノ適用ヲ受ケル千五百萬圓以上ノ財產所有者ハ百人ニ過ギメ旨ノ説明ガアリマシタ

進シテ各論ニ關スル問題ト致シマシテハ、本委員會ニ於テ最モ熱心ニ論議ガ交サレタノハ、財產ノ評價ノ問題デアリマス、先づ土地家屋等ノ價格ヲ算定スル場合ノ一定ノ倍數ハ、大體ドノ程度デアルカトノ質問ガ交サレタノデアリマス、之ニ對シ政府カラ、其ノ倍數ハ市、區、郡每ニ取引價格ヲ基準トシテ、貨物價格ニ對スル倍數ヲ求メルノデアツテ、各地域毎ニ、最高倍數最低倍數及ビ中庸倍數ヲ、何レ權威者カラ成ル不動產評價委員會ニ諸ツテ定メル方針デアルトノ答辯ガアリマシタ、次ニ財產税ハ第一封鎖預金デ納付スルコトガ出來ルコトニ質問ニ對シ、政府カラアリマシタ、又調査時期以後ニ取得シタ國債等ヲ、財產税ノ納付ニ充テルコトガ出來ルカト云フ質疑ガアリマシタ、之ニ對シ政府カラ、物納財產ハ原則トシテ昭和二十一年三月三日ニ有シ則トシテ昭和二十一年三月三日ニ有シ居タ財產ニ限ル方針デアルカラ、其



直ニ認メ、補償打切りガ經濟再建ノ爲ニ已ムヲ得ザル非常措置ナルコトヲ國民ニ知ラシメ、以テ國民ノ心カラナル協力ヲ得テ、國家再建ノ第一歩ヲ踏出スペキデアルト信ズル譯デゴザイマス是ガ爲ニハ、預金者、保險契約者、社債權者、株主其ノ他ノ權利者、各種企業竝ニ金融機關等ニ對シ、其ノ能力竝ニ責任ノ程度ニ應ジテ、公正當ナル措置ヲ講ズベキモノト信ズルノデゴザイマス、即チ政府ハ先づ補償權利者ニ對シ、其ノ請求權ヲ取消シ、其ノ直接當事者ヲシテ、資產ノ評價替其ノ他ノ方法ニ依リ善後措置ヲ講ゼシメ、更ニ關係重役ノ私財ヲ提供セシメ、是ガ整理ヲナサシフルコトニ依リ、補償打切りヲ公平且ツ有效ニナスコトガ出來ルト信ズルノデゴザイマス、第一封鎖、第二封鎖ノ如キ不自然ナル措置ヲ講ズルコトニ依ツテ、政府竝ニ金融機關ノ信用ヲ失墜セシメ、新聞ニ對スル民間退藏ノ如キヲ常道ニ返シ、經濟再建ノ基盤ヲ確保シ得ルモノト信ズルモノデゴザイマス

ハ、政府ノナシタ公約ハ已ムヲ得ナイ事  
情ノ存セザル限り實行セラルベキモノ  
デアリ、國民ノ信用回復ニ最善ノ努力  
ヲ拂フベキモノト信ズル譯デアリマス  
第三點ハ、金融資本ガ企業資本ヲ堅  
迫シ、經濟再建ヲ阻碍スル處ガアル點  
ヲ指摘スルノデアリマス、會社經理應  
急措置法ニ依レバ、特別經理會社ニ對  
スル債權者、主トシテ金融機關側カラ  
特別管理人ヲ入レテ特別經理會社ノ重  
要業務全般ニ關與スルコトニナシテ居  
リマスルガ、企業ニ不慣れノ金融機關  
ノ役職員ガ、企業ニ對シテ斯カル重要  
ナル發言權ヲ持チマスレバ、企業ノ敏  
速關達ナル活動ヲ阻碍スルモノデゴザ  
イマス、其ノ他金融機關ニ對シマシテ  
ハ、企業ヨリモ遙カニ國家ノ保護ガ厚  
ク、第二封鎖ノ措置等ニ關聯シマシテ  
テ、企業ノ預金ヲ吸收シ、更ニ政府ノ  
誤レル施策ニ基因シテ、新聞預金ノ不  
足ガ、貸金利息ノ引上ヲ不可避ナラシ  
メ、生産費ヲ高メ、物價ヲ騰貴セシム  
メ、企業ノ再建ヲ阻ふ事實ハ、決シテ輕  
視スルコトガ出來ナイノデアリマス  
第四點ハ、本法ニハ隨所ニ非民主的  
規定ガ盛ラレテ居ルノデゴザイマス、  
例ハ、企業再建築備法第二十九條ニ、  
「特別經理株式會社は、決定整備計畫  
に定める事項については、法令の規定  
又は定款の定にかかはらず、株主總會  
又は社債權者集會の決議を経ることを  
要しない。」旨ヲ規定シテ居リマス、  
是レ恰モ戰時中ニ於ケル指導者原理ヲ  
採用シタモノデアリマスルガ、經濟民  
主化ノ線ニ沿ヒ、寧ロ定款ノ定ムル所  
ニ依リ、株主總會又は社債權者集會ノ  
決議ヲ認め、其ノ決議ガ決定整備計畫  
ノ實行ヲ妨ゲル虞アル場合ニ限り、主  
務大臣ガ之ヲ取消シ又ハ變更スルコト

ガ出来ル旨ヲ規定スベキデアル信ジ  
マス  
第五ノ點ハ、戰時利得ノ徹底的追求  
ヲ要求セントスルモノニアリマス、企  
業及ビ金融機關ノ評價替ハ勿論、其ノ  
評價益ハ、戰時利得税トシテ百「バー  
セント」ノ課税ヲナスト共ニ、債權者  
ニ迷惑ヲ掛ケタ企業及ビ金融機關ニ對  
シテハ、今後五箇年間配當ノ制限ヲナ  
スベキモノト信ズル譯デアリマス、然  
ルニ政府ハ企業及ビ金融機關過存ノ貸  
メ、前内閣が發表シタ案ヲ根本的ニ覆  
シタノデアリマシテ、其ノ理由トル所  
ト云フコトヲ申シテ居リマスルガ、補償  
ハ、企業並ニ金融機關ニ對シテハ、補償  
打切りニ依リ過度ノ負擔ヲナシムル  
ニ至ルコトナルカラ、之ヲ廢止シタ  
ト云フコトヲ申シテ居リマスルガ、補  
償打切りニ依リ殆ンド損失ノナイ所ノ  
企業及ビ金融機關モ數知レズアル譯  
デザイマシテ、是等ノモノノ中ニハ、  
尙ホ巨額ノ利益ヲ蓄積シテ居ルモノノ  
多數ニアル譯デゴザイマシテ、斯クノ  
如キモノニ對シテ課税スルノハ當然ノ  
理由デゴザイマス

保シ、新圓預金及ビ第一封鎖預金ノ拂ヲ保證セントスル所ノ政府ノ意圖ヲ了解シ得ナイデハアリマセヌケレバモ、抑々補償打切りハ、政府ノ負擔ヲ皆無ニスル方法ニ依ツテナスベキモ、ニアツテ、一面補償ヲ打切ツテモ、仙方ニ於テ新シイ補償ヲスルノデハ、補償打切ノ目的ニ副ハナイ譯デゴザイス、是ガ爲ニ資産ノ評價ヲ辛クシ、企業及ビ金融機關ニ對シ、不當ノ利益ヲ認識ガ、著シク時代錯誤デアル點ヲ摘セバナラヌノデアリマス、企業更建上労働者ヲ重視シ、之ヲ尊重スルトハ、無上ノ命令テアリマス、然ルニ政府ハ資本家の舊套ヲ一步モ脱却ズ、新時代ニ處スル認識ヲ改メザルニ遺憾デアリマス、即チ特別經理会社、整備計畫中ニ、労働者ニ對スル計畫ノ除外シ、労働計畫ハ専ラ資本家ノ獨裁專行ニ任シテ居ル譯デゴザイマスが、是ハ明カニ片手落テアリマシテ、資本家對労働者ノ摩擦ヲ激化スル處ガアルノデゴザイマス、尙ホ政府ハ補償打切リニ依ル企業ノ縮小若シクハ閉鎖ニ成シ、労働者ノ解雇若シクハ手當ノ支拂等ニ對シマシテモ、オ座リ的ナ取扱ヲナシテ居ルニ過ギナイコトハ、深く我ガ輩ノ遺憾トスル所デゴザイマス。

次ニ財產稅法案ニ付テ一言致シマスレバ、本法ノ目的ハ、富ノ均衡化ニ主張スルノデル經濟ノ民主化ト、緊要ナル終戰處理及ビ戦後復興費ノ財源ニ充當スルヨニアリマスガ、我ガ黨ハ、右ノ外、戰時利得ノ全面的沒收ヲ主張スルノデル、右ノ如キ見地ニ於テ本法案ヲ見マスレバ、個人ノ戰時利得ノ沒收ヲ深き意ヲ注ガズ、法人ノ戰時利得稅ヲ

點ガザメイマス、又當ノ均衡化ニ付テ  
モ、負擔ノ公平化ニ付テモ、本法ハ不  
徹底極マルモノダト言ハナケレバナリ  
マセヌ、戰爭ニ依ツテ塗炭ノ苦シミヲ  
嘗メテ居ル戰災者、敗戦ニ依リ生死ノ  
間ヲ彷彿シテ居ル復員者ニ對シ、僅カ  
五千圓ノ特別免稅點ヲ設ケテ居ルニ過  
ギザルガ如キハ、政府ガ是等戰災者及  
ビ復員者ノ悲痛ナ叫ビニ日ヲ掩ヒ、  
「インフレ」ノ現狀ヲ忘却セルモノト斷  
ゼザルヲ得ナイオニアリマス、之ニ對  
シ、換物ニ依リ財產ノ隱匿ヲ圖ツテ居  
ル所ノ幾多ノ人々ニ對シマシテハ、課稅  
ノ施策ヲ有セズ、巨額ニ上ル新圓ノ退  
藏者ニ對シテモ、課稅ノ方策ハナイン  
デアリマス、斯クテ富ノ均衡ヲ圖リ、  
負擔ノ公平ヲ期スルト云フ政府ノ聲明  
ヲ信賴シ得ナイ點ハ、故ナントシナイ  
ノデアリマス、政府ハ財產稅收入ヲ四  
百三十五億ト見積ムテ居リマスガ、之  
ヲ確實ニ徵收シ得ルヤ否ヤハ、財政計  
畫ニ齟齬ヲ來スノミナラズ、豫定ノ收  
入ヲ確保出來ナイ場合ニハ、更ニ三十萬  
圓ノ免稅點ヲ五萬圓マデ引下ゲテ追徵  
得ル確信ヲ持ツテ居ルトノ答辯ヲサレ  
タノデアリマスルガ、其ノ主要財源タ  
ル不動產ニ對スル評價基準セ、未だ明  
大藏大臣ハ、四百三十五億圓ハ徵收シ  
カニザレザル狀態デアリマシテ、斯ク  
テハ一面苛斂誅求ノ處ガアルバカリデ  
ハナクシテ、他面稅務關係者ノ偏頗ナ  
措置モ考ヘラレマスノデ、不動產評價  
ダケハ、少クトモ本法ニ明示ベキモ  
ノト信ズルノデアリマス、然ルニ政府  
ガ委員會ニ於テ執ツタ祕密的態度ハ戰  
時中ニ於ケル官僚獨善、祕密嚴守主義

ノ現ハレデアリマシテ、國民ノ要望シ  
テ已マヌ明郷ナル政治モ、到底望マレ  
ナイ次第デゴザイマス

要スルニ我ガ黨ハ、補償打切り及ビ  
財產稅ノ徵收ニ對シ、趣旨ニ於テ反對  
スルモノデハアリマセヌ、寧ロ是ガ徹  
底化ヲ要望スルノデゴザイマシテ、本  
法ノ如キ、有產階級ノ特別保護ヲ隠サ  
レタル目的トシテ、產業ノ再開、「イン  
フレ」防止並ニ失業對策ニ付テモ確タ  
ル見透シト施策抱負ヲ伴ハザル不徹底  
ナ法案ヲ返上シ、今マデ樓々述べタ趣  
旨ニ沿ウタ案ヲ練リ直シ、改メテ提出  
サレシコトヲ要望スル次第デアリマス

(拍手)

○議長(山崎猛君) 横積七郎君

「横積七郎君登壇」

○横積七郎君 私ハ國民黨ヲ代表致シ  
マシテ、只今上程サレテ居リマスル諸  
法案ニ對シテ、委員長報告通り賛成ス  
ルモノデアリマス(拍手) 簡單ニ賛成  
ノ趣旨ヲ明カニ致シテ置キタイトと思ヒ  
マス

我々ガ此ノ法案ニ賛成致シマスノ  
ハ、未練ガマシイ親ガ死ンダ子供ノ年  
ヲ算ヘルヤウナ感情ヲ以テ、此ノ法案ニ  
賛成スルモノデハナイノデアリマス、  
此ノ法案ガ如何ニ劃期的ナ深刻ナモノ  
デアリマシテモ、敗戦後ノ日本經濟再  
建ノ爲ニ積極的ニ必要デアルト云フ趣  
旨ニ立ツテ、我々賛成致スモノデア  
リマス(拍手)何トナレバ、消極的ナ已  
ムヲ得ザル措置トシテ之ヲ受取りマス  
ナラバ、徒ラナル經濟ノ混亂ヲ起スノ  
ミデアツチ、何等後々ノ建設ノ爲ニ役  
トシテ反省サレナケレバナラナイト思

ノデアリマス、其ノ一ツハ、措置ノ  
公平ニ付テデアリマス、第二ノ點ハ、  
此ノ措置ガ行ハレシタ後ノ經濟並ニ  
國民生活ニ對シマスル、爾後ノ處理ニ  
付テノ適切サデアリマス(拍手)第一ノ  
公平ニ付キマシテハ、言フマデモナク  
戰災者、引揚者ヲ初メト致シマスル、  
正直ナル戰爭犠牲者、是ト不當ナル戰  
時利得者トノ間ニ於キマスル公平ヲ期  
スルコトガ眼目デナケレバナラヌノデ  
アリマスガ(ソレガ出來ヌヤナイカ)  
ト呼ブ者アリ、(拍手)其ノ爲ニハ先  
づ第一番ニ、評價ノ基準ガ明確ニシテ、  
且ツ十分ナル準備ガナサレテ居ルコト  
(ナサレテ居ラヌ)ト呼ブ者アリ)第二  
ハ、評價或ハ調査ノ諸々ノ委員會ガ、  
最モ廣汎ニ且ツ民主主義的ニ構成サレ  
テ、是ガ評價ニ對シマスル責任ヲ自主的  
ニ持チ得ルコトデアリマス、第三ハ、  
此ノ措置ニ當リマスル直接ノ官僚機構  
デアリマス税務機關ガ、從來ノ如キ偏  
頗乃至ハ官僚的ナル心構ヘラ改メマシ  
テ、此ノ民主的ナル委員會ト自立的ニ共  
同スルコトニ依ツテ、初メテ今申上げ  
マシタ公平ヲ期シ得ルト信ズルノデア  
リマス(拍手)併シナガラ委員會ニ於テ  
明カニサレマシタル、政府ノ是等三點  
ニ對シマスル準備ト云フモノハ、遺憾  
ナガラ我々カラ眺メマシテ、未準備デ  
アリ、或ハ不備ナ點ヲマダ殘シテ居ル  
ト云フ危惧ヲ我ニ持タシメタノデア  
リマス、ニモ拘ラズ我々ガ之ニ贊成セ  
ントスルモノハ、是等ノ不備、缺陷、  
不徹底ガアリマシテモ、是ハ政府ノミ  
ナラズ、國民全部ガ、敗戦後ノ日本經  
濟再建ノ熟意ト責任ヲ持ツテ是正シテ  
行クベキコトヲ信ジテ、我々ハ此ノコ  
トノ缺陷ヲ指摘シ、政府ノ自覺ヲ求メ  
テ贊成スル態度ニ出タモノデアリマス  
(拍手)

第一ハ、此ノ措置ノ爾後ノ處理ニ付テデアリマスガ、是ハ我々ハ最も深刻ニ考フル所デアリマス、其ノ第一點ハ、措置ヲ執リマシタ後ノ我ガ國ノ生産ノ復興ニ付テデアリマス、第二點ハ、是ト共ニ深刻ニ我々ノ生活ノ中ニ、政治ニ、而そ危機ヲ孕ミツ、出テ參リマスル失業ニ對スル對策デアリマス、第三ニハ、此ノ措置ニ伴ヒマシテ後ノ日本經濟建設ノ爲ノ「インフレ」對策並ニ財政ノ健全化、此ノ三點デゴザイマス。

第一ノ生產性ノ確保ニ付キマシテハ、此ノ度措置ガ執ラレマシタ後ニハ、正當ニ其ノ生產ニ對シテ發言權ヲ持ツテ居ル者ガ、其ノ發言權ヲ失墜スル虞ガアルノデアリマス、又其ノ生產ニ對シマシテ、國家的見地ニ立ツテ十分ナル能力ヲ持ツ者ガ、其ノ生產ノ計畫ヲ途中で放棄シナケレバナラズト云フ予盾ヲ除スルノデアリマスガ、ソコデ是等ノ結果ガ現ハレテ參リマシテモ、此ノ法案ニ依ル措置トハ別ニ、今後ノ生產建設ニ對シテ、政府ガ積極的ナル援助乃至ハ指導ヲ自ラノ責任ニ於テ行フコトヲ條件致シマシテ、我々ハ第一ニ此ノ問題ニ對シテ了承致シテ譯デアリマス(拍手)之ニ關聯致シマシテ此ノ際特ニ政府ニ要望致シテ置キタヨコトハ、物納ニ依リマスル多クノ物件ガゴザイマスルガ、此ノ中ニハ、其ノ管理如何ニ依リマシテ、今後ノ我ガ國經濟ノ生產性ニ至ナル影響ヲ持ツモノガ多々アルノデアリマス、之ニ對シ如何ナル體制、如何ナル方法デ管理スルカニ付テノ政府ノ御答辯ハ、未だニ無準備乃至ハ考慮申ト云フ御答辯テアリマシテ、我々意ニ満タナイ所ガアルノデアリマスガ、之ニ對シマシテモ、先

タル失業對策ト云フモノガ、必ズ現ハ  
レテ來ルコトヲ我々ハ見透シ、且ツ信  
ジテ、之ニ對スル賀成ノ態度ヲ表明シ  
タノデアリマス(拍手)  
最後ニ「インフレ對策竝ニ財政ノ健  
全化ノ問題デアリマシテ、先程委員長  
ノ御報告ガアリマシタ通りニ、政府ハ  
最初ノ豫定ヲ變更サレマシテ、戰債千  
數百億ハ元利共ニ其ノ儘ニ据置カレマ  
シテ、サウシテ此ノ度取上ダマスル財  
產稅ハ、大數ガ一般會計トシテ、今  
年度、其ノ生產性ノ未タニ裏付ケラレ  
ザル時期ニ於キマシテ、大減省證券ヲ  
見返リト致シマスル新聞ノ放出ト云フ  
深刻ナル方法ガ考へラレル譯デアリマ  
リマスルガ、我々ハ之ニ對シテ多大ノ  
危惧ヲ抱クノデアリマス(危惧ダラケ  
フコトヲ、自信ヲ以テ言ハレタノデア  
ス、而モ來年度ニ於キマシテ支出ヲ縮  
減シ、サウシテ復興スル生產ヲ基礎ト  
スル所得稅體制ニ依ル財政ノ建設ト云  
ミ得ナイ、サウナリマスルト、アトハ大  
心トル税制ヲ確立シテ、財政ノ安全  
ヲ圖リ得ルト云フコトハ、來年ノ生產  
ノ實情カラ致シマシテ、到底十分ニ望  
ミ得ナイ、サウナリマスルト、アトハ大  
デアリマス、サウナリマシタ時ニ、茲  
ニ社會黨ノ方々カラモ提起サレマシタ  
マスガ、之ニ對シマシテモ、現在ノ政  
府ノ意圖ガ如何ナルモノデアラウト  
モ、其ノ答辯ガ何デアラウトモ、我々  
ハ日本經濟ノ求ムル所ニ依リマシテ、



ノ委員長報告ハ修正デアリマス、本案  
ハ委員長ノ報告通り決スルニ賛成ノ諸  
君ノ起立ヲ求メマス

## 〔賛成者起立〕

○議長(山崎猛君) 起立多數、仍テ本  
案ハ委員長報告通り決シマシタ、是  
ニテ九案ノ第二讀會ハ終了致シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ九案ノ第三  
讀會ヲ開カレントヨリ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御  
異議アリマセヌカ

## 〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認  
メマス、仍テ直チニ九案ノ第三讀會ヲ  
開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

## 戰時補償特別措置法案

第三讀會

## 金融機關再建整備法案

第三讀會

## 特別和議法案

第三讀會

## 大藏省預金部等損失特別處理法案

第三讀會

厚生年金保険法及び船員保険法特  
別例案

第三讀會

## 企業再建整備法案

第三讀會

## 財產稅法案

第三讀會

## 財產稅等收入金特別會計法案

第三讀會

企業整備資金措置法を廢止する等  
の法律案

第三讀會

○議長(山崎猛君) 別ニ御發議モア  
リマセヌカラ、九案トモ第二讀會議決  
ノ通り確定致シマシタ(拍手)是ニテ議  
事日程ハ議了致シマシタ、明七日ハ會  
期終了日デアリマスガ、定期ヨリ本會  
議ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ  
通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シ  
マス

午後三時四十七分散會

定價 一部 七十錢

所行發 東京都牛込區市ヶ谷本村町  
電話九段五〇〇一 振替東京一九〇〇一〇  
印刷局 書課